

産業医科大学共同研究取扱規程

(平成 18 年 3 月 31 日産医大規程第 15 号)

最終改正 平成 20 年 3 月 31 日 規程第 16 号

(目的)

第 1 条 この規程は、産業医科大学（以下「本学」という。）において、本学の教職員（以下「研究担当者」という。）が企業、研究所、国、地方公共団体又はその他研究を行う機関（以下「学外機関」という。）に所属する研究者と共通の課題について共同研究を実施するうえで必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、知的財産権とは、産業医科大学知的財産管理規程（以下「知的財産管理規程」という。）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。

2 この規程において、成果有体物とは、産業医科大学成果有体物取扱規程（以下「成果有体物取扱規程」という。）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。

3 この規程において、著作物とは、産業医科大学著作権取扱規程（以下「著作権取扱規程」という。）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。

4 この規程において、発明等とは、知的財産管理規程第 2 条第 2 項に規定するものをいう。

5 この規程において、共同研究員とは、学外機関に所属し研究業務に従事している研究者で、研究担当者と共同で研究にあたる研究者をいう。

(受入れの原則)

第 3 条 共同研究は、研究担当者が学外機関に所属する研究者と共通の課題について共同で取り組むことにより優れた研究成果を期待できるものであり、かつ、本来の教育研究及び診療に支障をきたすおそれがなく、本学の諸規則に抵触しないと認められる場合に限り受入れることを原則とする。

(研究者)

第 4 条 研究担当者が複数の場合は、主任研究担当者を 1 名定めることとする。

2 共同研究員には、必要な範囲において、身分を証明するものを交付する。

3 本学は、共同研究の必要に応じ、共同研究員を必要な期間受入れることができる。

4 研究担当者は、共同研究の必要に応じ、嘱託、非常勤職員、臨時職員、産業医学修練医、専修医、臨床研修医、歯科研修医、訪問研究員、海外流動研究員、派遣職員、委託職員、アルバイト職員、大学院生、学部学生、留学生及び研究生を研究協力者又は研究補助者とすることができる。この場合において、学校法人産業医科大学（以下「学校法人」という。）は当該研究協力者又は研究補助者と研究協力又は研究補助に関する契約（服務、知的財産権、成果有体物及び著作物の取扱い等を含む。）を締結しなければならない。

(申込み)

第5条 共同研究の申込みをしようとする者は、次の各号に掲げる書類を産学連携・知的財産本部（以下「知的財産本部」という。）を経て学長に提出するものとする。

- 一 共同研究申込書（様式第1-1号）
- 二 共同研究計画書
- 三 共同研究員受入申請書（様式第1-2号）
- 四 共同研究員略歴書（様式第1-2号（別紙））

（受入れの決定）

第6条 学長は、共同研究申込書等を受理したときは、第3条に定める受入れの原則に基づき、知的財産本部の意見を聴いた上で当該共同研究の受入れを決定する。この場合において、学長は、必要があると認めるときは、あらかじめ、研究担当者の所属長（以下「所属長」という。）の意見を聴くものとする。

（受入れの通知）

第7条 学長は、共同研究の受入れを決定したときは、知的財産本部を経て共同研究受入決定通知書（様式第2号）により申込者に、共同研究受入決定通知書（様式第3号）により理事長に、それぞれ通知するものとする。

（契約の締結）

第8条 前条の規定により理事長に共同研究の受入れ決定の通知があつたときは、学校法人は、速やかに申込者の所属する学外機関の長と共同研究に関する契約を締結するものとする。

2 前項に規定する契約書には、次の各号に掲げる事項を記さなければならない。

- 一 共同研究の経費及び研究期間に関する事項
- 二 共同研究の中止に関する事項
- 三 共同研究の結果生じた知的財産権、成果有体物及び著作物の権利帰属、その取扱い、守秘義務等に関する事項
- 四 共同研究のために取得した設備等の帰属に関する事項
- 五 研究成果の公表の時期、方法等及び守秘義務に関する事項
- 六 研究のため研究者間で提供する情報、試料等の利用範囲、守秘義務等に関する事項
- 七 派遣共同研究員の派遣期間、受入れ条件、服務等に関する事項
- 八 施設及び設備の利用に関する事項
- 九 研究遂行中の事故、補償等に関する事項
- 十 共同研究員を一定期間継続して受入れるときは、当該研究者の受入れ条件、服務等に関する事項

（契約締結の通知）

第9条 契約担当役は、前条第1項に規定する契約を締結したときは、直ちに知的財産本部を経て学長、所属長、研究担当者及び出納命令役にその旨を通知するものとする。

（研究に要する経費）

第10条 本学は、共同研究員に当該研究のために必要な施設設備等を利用させるとともに、当該施設設備の維持管理に必要な経常経費等を負担するものとする。

2 学外機関は、当該研究遂行のため、前項により本学が負担するものを除き、必要に応じて、謝金、旅費、備品費、消耗品費等の直接的な経費（以下「直接経費」という。）及び直接経費の10%に相当する額の間接経費を負担するものとする。

（研究の開始）

第11条 研究担当者は、資金前渡役に資金が前渡されたときに当該研究を開始するものとする。

2 学外機関が直接経費の負担をしない共同研究については、第8条第1項に規定する契約の締結により開始するものとする。

（研究施設の利用）

第12条 共同研究員は、許可を得て学校法人の施設、備品等を研究に必要な範囲内において、利用することができる。

2 共同研究員は、故意又は重大な過失により学内施設、設備、備品等を破損又は滅失したときは、当該損害を賠償しなければならない。

3 本学は、共同研究に必要な研究室及び居室の提供について申込みがあつたときは、これらを有料で提供することができるものとする。

4 研究担当者は、当該研究の必要に応じ、業務に支障のない範囲において学外機関の研究施設等において研究をすることができる。

（研究に要する設備）

第13条 学長は、当該研究の遂行上必要があると認めるときは、学外機関の所有する設備、備品等は無償で受入れ、共同で利用することができる。

2 前項の規定により受入れる設備、備品等の帰属及び搬入、搬出、設置等の経費支出については、本学と学外機関との協議の上決める。

（設備の帰属）

第14条 第10条第2項に規定する直接経費により取得した設備等は、本学に帰属するものとする。

2 前項の規定は、当該研究が中止となつたときも適用する。

（研究の中止又は延長）

第15条 研究担当者は、当該研究を中止し、又はその期間を延長する必要が生じたときは、直ちにその旨を所属長、知的財産本部を経て学長に報告し、その指示を受けるものとする。

2 学長は、前項の報告により当該研究の遂行上やむを得ないと認めるときは、これを中止し、又はその期間を延長することを決定し、共同研究中止・延長決定通知書（様式第4号）により知的財産本部を経て契約担当役に通知するものとする。

3 学校法人は、前項の決定がなされたときは、直ちに学外機関に通知するものとする。

4 第1項に規定する中止の理由について、学外機関の共同研究契約の不履行等その責が

学外機関にあると学長が認めたときは、学校法人は、既納の直接経費及び間接経費の不要となつた額は返還しない。

- 5 第1項に規定する中止の理由が、学校法人の業務上の理由、天災、その他やむを得ない理由であると学長が認めたときは、学校法人は、学外機関が負担した既納の研究経費の額のうち直接経費の不要となつた額の範囲内において、その全部又は一部を学外機関と協議の上、返還することができる。この場合において、間接経費の返還額は、返還することとなつた直接経費の10%とする。

(完了の報告)

第16条 研究担当者は、当該研究が完了したときは、共同研究完了報告書(様式第5号)により所属長、知的財産本部を経て学長に報告し、共同研究完了通知書(様式第6号)により契約担当役に通知するものとする。

(知的財産の取扱い)

第17条 共同研究の結果生じた知的財産権、成果有体物及び著作物の取扱いについては、契約に定めがある場合を除き、知的財産管理規程、著作権取扱規程、成果有体物取扱規程及びこの規程の定めるところによる。

(知的財産権の帰属)

第18条 共同研究を行つた結果及びその過程で生じた発明等による知的財産権、成果有体物の帰属及びこれを利用する権利、著作物にかかる著作権及び著作人格権(以下「知的財産権等」という。)は、学校法人と学外機関との共有とする。

- 2 学校法人及び学外機関の長は、知的財産権等の創生に至る貢献度を考慮して、当該知的財産権等の持分を定めた知的財産持分契約を締結するものとする。なお、当該契約書には知的財産権等の管理、利用、処分等及びそれにより発生する収入、費用等の取扱いについても記することとする。

- 3 学校法人は、学外機関の同意を得て、学校法人の知的財産権等の持分を大学等技術移転促進法(平成10年法律第52号)に基づき設置された技術移転機関(以下「技術移転機関」という。)に譲渡することができる。

- 4 学校法人は、学外機関と共同で知的財産管理規程第2条第1項に規定する権利の登録(以下「権利化」という。)を行うときは、知的財産権等の持分、権利化及び権利維持等費用の負担、実施料及びその期間等に関する必要な事項について、あらかじめ学外機関と協議した上で決定するものとし、当該決定事項に基づき、共同出願に関する契約を学外機関の長と締結するものとする。

- 5 第2項及び前項に規定する契約は、その内容が重複する場合は同項の契約のみを締結することができる。

(単独での権利化等)

第19条 研究担当者が共同研究のもとで学外機関の協力を得ずに単独で発明等を行つた場合において、学校法人が単独で権利化を行おうとするとき、又は技術移転機関に当該知的

財産権等を譲渡しようとするときは、あらかじめ学外機関の同意を得るものとする。

- 2 共同研究員が共同研究のもとで研究担当者の協力を得ずに単独で発明等を行つた場合において、学外機関が単独で権利化を行おうとするときは、あらかじめ学校法人の同意を得るものとする。

(権利の譲渡)

第20条 第18条第2項により決定された学校法人の知的財産権等の持分について、学外機関からその権利譲渡の要請があつたときは、学校法人は、適正な条件及び対価を学外機関と協議し決定するものとし、当該決定事項に基づく譲渡契約により学外機関へ譲渡することができる。

(優先実施)

第21条 共同研究により学校法人が取得した知的財産管理規程第2条第1項に規定する権利(以下「特許権等」という。)は、学外機関又は学外機関の指定する者(以下「優先権保有者」という。)に限り、出願したときから10年を超えない範囲内において優先的に実施させることができる。この場合において、優先権保有者は、実施しようとするときは、実施料を学校法人に支払わなければならない。

- 2 前項における優先的实施期間は、必要に応じて更新の契約を締結の上更新することができる。ただし、更新する場合の取扱いにあつては、公共性及び公平性を著しく損なうことがない等の配慮の上実施することとする。

(実施の許諾)

第22条 学校法人は、優先権保有者が前条に規定する優先的实施の期間において正当な理由なく実施しないときは、優先権保有者以外のもの(以下「第三者」という。)に対し、実施の許諾をすることができる。この場合において、第三者は、実施しようとするときは、第三者の長と学校法人で実施契約を締結の上、実施料を学校法人に支払わなければならない。

(研究成果の公表)

第23条 研究成果の公表の時期及びその方法は、契約等に定めのある場合を除き、知的財産本部、研究担当者及び学外機関との協議により決定するものとする。

- 2 学外機関から、学校法人に対して、成果有体物、著作物等の研究成果の公表の中止(契約等に定めのあるものを除く。)について要請があつたときは、知的財産本部、研究担当者及び学外機関との協議により決定するものとする。この場合において、成果有体物、著作物等の研究成果を公表しないことが、公共性及び公平性を著しく損なうことがない等の配慮をするものとする。
- 3 前項の場合、公表の中止について有償で要請があつたときは、学校法人と学外機関の長とで必要な契約を締結しなければならない。

(資金前渡役の任命)

第24条 理事長は、共同研究に係る経理処理を行うため、学長が指名する教職員を資金前

渡役に任命するものとする。

(会計処理)

第25条 出納命令役は、第7条の規定により通知を受けたときは、直ちに当該共同研究に係る収入支出（資金前渡を含む。）を行うために必要な手続きをするものとする。

2 共同研究に係る会計処理は、学校法人産業医科大学会計規則（昭和53年産規則第5号）及び前渡資金の取扱いに関する達（昭和63年内達第4号）により行うものとする。

(適用除外)

第26条 共同研究の実施にあたり、特別な事情があるときは、知的財産権等の権利行使、必要な研究費を担保すること、研究の有用性、先進性等を総合的に判断し、学校法人が不利とならない範囲において、この規程の一部を適用しないことができる。この場合において、学校法人は共同研究の実施内容、知的財産権等の取扱い等について遺漏なきよう契約書に定めなければならない。

(雑則)

第27条 この規程で定める学外機関との契約書については、当該契約書の内容作成を知的財産本部が実施する。

第28条 学外機関との協議、連絡等は、研究担当者と協力し知的財産本部が実施する。

第29条 共同研究の事務は、大学事務部産学連携・研究助成課、経理部契約課及び経理課で協議の上処理する。

第30条 この規程に定めるもののほか、共同研究の取扱いに関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規程の施行日より前に契約がなされた共同研究については、この規程は適用しない。

附 則（平成19年3月30日規程第19号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規程第16号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

様式第1-1号

共同研究申込書

年 月 日

産業医科大学

学長

殿

住 所

名 称

代表者名

印

下記のとおり共同研究を申込みます。

記

1 研究の名称		
2 研究目的及び内容		
3 研究期間	年 月 日から 年 月 日まで	
4 研究に要する経費の負担額	直接経費	円
	間接経費	円
	合計	円
5 共同研究員 所属 職名 氏名		
6 希望する研究担当者 所属 職名 氏名		
7 その他		

様式第1-2号

年 月 日

殿

住 所

名 称

代表者名

印

共同研究員受入申請書

共同研究員	ふりがな 氏 名	-----	生年月日	昭・大 年 月 日生 (歳)
	住 所	〒 ー		
	現 職			
	最終学歴			
研 究 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
研 究 担 当 者	所属		職氏名	
研 究 の 名 称				
主として研究する場 所				
添 付 書 類	略歴 (様式1-2)			

様式第 1 - 2 号 (別紙)

略 歴	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	

様式第2号

産医大収第 号
年 月 日

(申込者) 殿

産業医科大学
学長 印

共同研究受入決定通知書

年 月 日付けで申込みを受けた下記の共同研究について、受入れを決定したので通知します。

おつて、本学契約担当役と契約を締結して下さい。

記

1 研究の名称		
2 研究期間	年 月 日から 年 月 日まで	
3 研究に要 する経費 の負担額	直接経費	円
	間接経費	円
	合計	円
4 研究担当者 所属 職名 氏名		

様式第3号

年 月 日

学校法人産業医科大学
理事長 殿

産業医科大学
学長 印

共同研究受入決定通知書

下記の共同研究について、受入れを決定したので通知します。

記

1 学 外 機 関 名		
2 研 究 の 名 称		
3 研究目的及び内容		
4 研 究 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
5 研 究 に 要 す る 経 費 の 負 担 額	直 接 経 費	円
	間 接 経 費	円
	合 計	円
6 共同研究員 所 属 職 名 氏 名		
7 研究担当者 所 属 職 名 氏 名		
8 そ の 他		

様式第4号

共同研究中止・延長決定通知書

年 月 日

学校法人産業医科大学
契約担当役

殿

産業医科大学
学長 印

年 月 日から実施している共同研究については、下記のとおり
{中止すること・期間を延長すること} を決定したので通知します。

記

1 学 外 機 関 名	
2 研 究 の 名 称	
3 研 究 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
4 中止する日	年 月 日
延長する期間	年 月 日まで
5 中止又は期間を 延長する理由	

様式第5号

共同研究完了報告書

年 月 日

産業医科大学
学長 殿

所 属
研究担当者名 印

年 月 日から開始しました下記の共同研究が完了しましたので報告します。

記

1 学外機関名		
2 研究の名称		
3 研究期間	年 月 日から	年 月 日まで
4 研究に要した経費	直接経費	円
5 研究の成果		

様式第6号

共同研究完了通知書

年 月 日

学校法人産業医科大学
契約担当役 殿

所 属
研究担当者名 印

年 月 日から開始しました下記の共同研究が完了しましたので通知します。

記

1 学 外 機 関 名		
2 研 究 の 名 称		
3 研 究 期 間	年 月 日から	年 月 日まで
4 研究に要した経費	直接経費	円
5 そ の 他		